

愛読者各位

令和 7 年 6 月

株式会社日本法令出版部

『顧客拡大に役立つ 士業のための補助金申請支援入門』(令和 7 年 6 月 20 日発行)
改正のお知らせ

令和 7 年 6 月 6 日に「行政書士法の一部を改正する法律案」が可決、成立し、令和 8 年 1 月 1 日に施行されます。改正に伴い、本書中の記載を下記のとおり変更させていただきます。よろしくご了承のほど、お願い申し上げます。

記

●P14 上から 10 行目

【改正法施行前】第 1 条の 2 → 【改正法施行後】第 1 条の 3

●上記の条文の下に追加

(業務の制限)

第 19 条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第 1 条の 3に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」との文言が追記されたことにより、行政書士でない者が他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等のような名目であっても対価を受領して業を行うことが違法であることが明確になりました。

以上